千葉県多面的機能支払交付金交付要綱

　 平成２６年 ７月　９日付け農振第５４０号

平成２６年１１月２０日付け農振第１１１１号改正

平成２７年　５月１３日付け農振第２８６号改正

平成２８年　４月　１日付け農振第１２５号改正

平成２９年　５月　９日付け農振第５３０号改正

平成３０年　５月１５日付け農振第３８４号改正

　　　　　　　　　　　　　　令和元年　１２月　９日付け農振第１０６３号改正

　　　　　　　　　　　　　　令和３年　　８月１２日付け農振第５００号最終改正

(目的)

第１条　知事は、農業・農村の有する、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発展を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５４号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成２６年４月１日付け２５農振第２２５５号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定める多面的機能支払交付金及び日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成２８年４月１日付け２７農振第２２１８号農林水産省事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）第２の１、日本型直接支払推進交付金実施要領（平成２８年４月１日付け２７生産第２８５５号農林水産省生産局通知、平成２８年４月１日付け２７農振第２２１９号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）第４に定める事業に要する経費について、市町村及び推進交付金実施要綱別紙４に定める千葉県の推進組織（以下「推進組織」という。）に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和３２年千葉県規則第５３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付金を交付する。

(種目、経費及び交付単価等)

第２条　交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の種目、経費の内訳及びこれらに対する交付単価等は、別表に定めるとおりとする｡

２　前項の規定にかかわらず、事業を実施しようとする推進組織の役員等が次の各号の　いずれかに該当する者であるときは、当該事業は交付の対象とならない。

一　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条　第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二　次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

イ　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ロ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ハ　県の事務又は事業に関し、請負契約，物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付申請)

第３条　市町村長及び推進組織の代表者（以下「推進組織の長」という。）は、規則第３条の規定により交付金の交付を申請しようとするときは、知事が定める期日までに千葉県多面的機能支払交付金交付申請書（別記様式第一号）を知事に提出しなければならない。

２　市町村長及び推進組織の長は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に　係る消費税仕入控除税額（交付申請額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第４条　規則第５条の規定により附する条件は、次のとおりとする。

一　別表の事業の欄に掲げる１又は２の経費と３の経費の相互間の流用はしてはなら

ない。

二　事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

四　規則第５条第一号の知事が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

五　その他知事が必要と認める条件

(承認申請)

第５条　第４条第二号及び規則第５条第１項第一号の規定により知事の承認を受けようとするときは、千葉県多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第二号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第６条　市町村長及び推進組織の長は、規則第１０条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、交付金の交付決定に係る年度の１２月３１日現在において、千葉県多面的機能支払交付金事業遂行状況報告書（別記様式第三号）を、当該年度の　　　　　１月１０日までに知事に提出しなければならない。

ただし、千葉県多面的機能支払交付金概算払請求書（別記様式第八号）の提出をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第７条　規則第１２条の規定により実績報告をしようとするときは、事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は交付金の交付の決定に係る年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、千葉県多面的機能支払交付金実績報告書（別記様式第四号）を知事に提出しなければならない。

２　市町村長及び推進組織の長は、規則第１４条の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を前項に準じて提出するものとする。

３　第３条第２項ただし書の規定により交付の申請をした者は、前各項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

４　第３条第２項ただし書の規定により交付の申請をした者は、第１項及び第２項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第六号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

５　市町村長又は推進組織の長は、県の会計年度内に交付事業が完了しない場合は、翌年度の４月１０日までに千葉県多面的機能支払交付金年度終了実績報告書（別記様式第五号）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第８条　知事は、規則第１２条の報告を受けた場合には、規則第１３条に基づき、是正のための措置を命ずることがある。

(交付の請求)

第９条　規則第１５条の規定により交付金の交付を請求しようとするときは、千葉県多面的機能支払交付金請求書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第１０条　規則第１６条第２項の規定により交付金の概算払いを受けようとするときは、千葉県多面的機能支払交付金概算払請求書（別記様式第八号）を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第１１条　規則第１７条第１項第３号の知事が定める者は、第２条第２項第２号又は第３号のいずれかに該当する者が役員等である推進組織とする。

(処分の制限)

第１２条　規則第２１条第１項第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、それぞれ１件の取得価格５０万円以上のものとする。

(事業の着手)

第１３条　別表の事業種目の欄に掲げる３の事業の実施については、交付の決定後に着手するものとする。ただし、円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、市町村長及び推進組織の長は、あらかじめ、その理由を明記した千葉県多面的機能支払交付金交付決定前着手届（別記様式第九号）を知事に提出するものとする。この場合において、市町村及び推進組織の長は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(交付金の清算)

第１４条　市町村長は、実施要領第１の１１の（１）及び第２の１４の（１）の規定により、対象組織から市町村長に多面的機能支払交付金の残額の返還があった場合は、当該返還額を県に返還するものとする。

(交付金の返還)

第１５条　市町村長は、実施要領第１の１５の（２）及び第２の１９の（２）の規定に　　　より、対象組織から市町村長に多面的機能支払交付金の返還があった場合は、当該返還額を県に返還するものとする。ただし、実施要綱別紙１の第９の２及び別紙２の第９の２の場合は、当該年度以降の交付金の交付の際に、当該返還相当額を相殺し、交付することができることとする。

(関係書類の保管)

第１６条　市町村長及び推進組織の長は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした　帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限　　期間を経過しない場合においては、別記様式第十一号の財産管理台帳その他関係書類を　整備保管しなければならない。なお、本条及び次条の規定により作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第１７条　市町村長は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第十二号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付金交付の際付すべき条件)

第１８条　実施要綱第４の農地維持支払交付金、資源向上支払交付金及び推進交付金実施要綱第２の１に定まる事業の日本型直接支払推進交付金について、市町村又は推進組織（以下「間接交付事業者」という。）は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、当該間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

一　間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする　場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

二　間接交付事業者は、一により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札に参加しようとする者又は随意契約のため見積書を提出する者（以下、「入札等」という）に対し、別記様式第十号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(農業事務所長への事務委任)

第１９条　市町村長が別表の事業種目の欄に掲げる１、２及び３の（１）の事業を行おうとする場合においては、「知事」を「所轄する農業事務所長」と読み替えるものとする。

附　則（平成２６年　７月　９日付け農振第 ５４０ 号）

１　この要綱は、平成２６年度の交付金から適用とし、平成２６年７月９日から施行する。

２　実施要綱附則８の場合には、交付単価及び対象活動の要件は従前の例によるものとし、交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、この要綱に基づき行うものとする。

附　則（平成２６年１１月２０日付け農振第１１１１号）

１　この要綱は、平成２６年度の交付金から適用とし、平成２６年１１月２０日から施行

する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、平成２６年１１月１９日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（平成２７年５月１３日付け農振第２８６号）

１　この要綱は、平成２７年度の交付金から適用とし、平成２７年５月１３日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、平成２７年５月１３日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（平成２８年４月１日付け農振第１２５号）

１　この要綱は、平成２８年度の交付金から適用とし、平成２８年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、平成２８年３月３１日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（平成２９年５月９日付け農振第５３０号）

１　この要綱は、平成２９年度の交付金から適用とし、平成２９年５月９日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、平成２９年５月８日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（平成３０年５月１５日付け農振第３８４号）

１　この要綱は、平成３０年度の交付金から適用とし、平成３０年５月１５日から施行　　する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、平成３０年５月１４日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（令和元年１２月９日付け農振第１０６３号）

１　この要綱は、令和元年１２月９日から施行し、令和元年度の交付金から適用する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、令和元年１２月８日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告等については、なお従前の例によることとする。

附　則（令和３年８月１２日付け農振第５００号）

１　この要綱は、令和３年８月１２日から施行し、令和３年度の交付金から適用する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき、令和３年８月１１日までに実施した交付金の交付並びに実施状況及び実績の報告については、なお従前の例によることとする。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 経費の内容 | 交付単価 | 軽微な変更 |
| 経費の配分の変更 | 事業内容等の変更 |
| 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 |
| １　農地維持支払交付金 | 実施要綱別紙１により市町村が対象組織に支払う農地維持支払交付金に要する経費 | 実施要綱別紙１第６の２の（１）及び（２）表中①の75%以内 | 実施要綱別紙２により市町村が対象組織に支払う資源向上支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減 | 事業実施主体の変更 |
| ２　資源向上支払交付金 | 実施要綱別紙２により市町村が対象組織に支払う資源向上支払交付金に要する経費 | 　 | 実施要綱別紙１により市町村が対象組織に支払う農地維持支払交付金に要する経費との相互間における30%を超える額の増減 | 事業実施主体の変更 |
| （１）実施要綱別紙２　第６の２の（１）のアに規定する交付単価 | 実施要綱別紙２第６の２の（１）のア表中①の75%以内 |
| （２）実施要綱別紙２　第６の２の（１）のイに規定する交付単価 | 実施要綱別紙２第６の２の（１）のア表中①、ウのa表中①、b表中①及びc表中①に0.75を乗じて得た額の75%以内 |
| （３）実施要綱別紙２　第６の２の（１）のウに規定する交付単価 | 実施要綱別紙２第６の２の（１）のウのa表中①、b表中①及びc表中①の75%以内 |
| （４）実施要綱別紙２　第６の２の（１）のオに規定する交付単価 | 実施要綱別紙２第６の２の（１）のア表中①に5/6を乗じて得た額の75%以内及び実施要綱別紙２第６の２の（１）のア表中①に0.75を乗じ、更に5/6を乗じて得た額の75%以内 |
| （５）実施要綱別紙２　第６の２の（２）から（３）に規定する交付単価 | 実施要綱別紙２第６の２の（２）から（３）の表中①の75%以内 |  |  |
| ３　多面的機能支払推進交付金 | (1)市町村が推進交付金実施要綱別紙１第２の規定により行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるのに要する経費(2) 推進組織が推進交付金実施要綱別紙４の規定により行う事業に要する経費の全部又は一部に充てるのに要する経費 | 定額定額 | 事業実施主体の変更 |

千葉県多面的機能支払交付金交付要綱　別記様式一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式番号 | 様式名 | 備考 |
| 別記様式第一号 | 千葉県多面的機能支払交付金交付申請書 |  |
|  | その１ | （市町村） |  |
| その２ | （推進組織）多面的機能支払推進交付金 |  |
| 別記様式第二号 | 千葉県多面的機能支払交付金変更（中止・廃止）承認申請書 |  |
| 別記様式第三号 | 千葉県多面的機能支払交付金遂行状況報告書 |  |
| 別記様式第四号 | 千葉県多面的機能支払交付金実績報告書 |  |
| 別記様式第五号 | 千葉県多面的機能支払交付金年度終了実績報告書 |  |
| 別記様式第六号 | 千葉県多面的機能支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書 |  |
| 別記様式第七号 | 千葉県多面的機能支払交付金請求書 |  |
| 別記様式第八号 | 千葉県多面的機能支払交付金概算払請求書 |  |
| 別記様式第九号 | 千葉県多面的機能支払交付金交付決定前着手届（多面的機能支払推進交付金） |  |
| 別記様式第十号 | 契約に係る指名停止に関する申立書 |  |
| 別記様式第十一号 | 財産管理台帳 |  |
| 別記様式第十二号 | 交付金調書 |  |